

平成27年度 第10回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年1月28日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第9回定例会）
- 日程第2 報 告 教育長報告
- 日程第3 議案第24号 下地玄信育英基金条例の議案提出依頼について
- 日程第4 議案第25号 臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会人事異動の承認について）
- 日程第5 議案第26号 宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令について
- 日程第6 議案第27号 宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第7 その他

議案第 24 号

下地玄信育英基金条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 28 年 1 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

下地玄信育英基金を設置するには、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

下地玄信育英基金条例

(設置)

第1条 将来本市の発展に寄与する人材育成及び青少年の健全育成を図るため、下地玄信育英基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、人材育成及び青少年健全育成に関わる寄附金等の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用により生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的達成に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会人事異動の承認について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第 4 条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求めらる。

平成 28 年 1 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

議案第26号

宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年1月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則第11条及び第12条の規定に基づき、定期評価の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱い並びに苦情を審査するための組織及び運営に関し必要な事項を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令

宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程（平成24年宮古島市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成18年沖縄県教育委員会規則第8号）第10条」を「（平成27年沖縄県教育委員会規則第6号）第11条及び第12条」に改める。

第3条第3項本文を次のように改める。

苦情処理の申出は、当該評価期間につき1回に限るものとし、申出期間は、評価結果が開示された日から当該年度の3月10日までとする。

第4条の見出し及び同条第1項中「苦情審査会」を「苦情審査委員会」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「1 申出箇所（項目、評価要素、絶対評価（一次、最終）、記述評価、総合評価及び総合所見のいずれであるかを明確に記入すること。」を「1 申出箇所（役割達成評価、資質能力評価、項目評価（一次・最終）、備考・特記等（項目評価）、総合評価及び備考・特記等（総合評価）のいずれであるかを明確に記入する。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年2月1日から施行する。

議案第 27 号

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 28 年 1 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市内の各学校に特別支援教育支援員の人員配置を公平にするための基準を設定し、派遣校は対象児童生徒の支援内容を明確に示し、支援員は日々の業務を詳細に報告する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令

宮古島市特別支援教育支援員設置要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「綿密な連携を図りながら」の次に「、学校の作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づいて」を追加する。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、対象児童の在籍する通常学級の人数が公立義務教育諸学校の特別支援学級の標準を下回る場合には、支援員を配置しない。ただし、対象児童もしくは周囲の児童生徒の安全管理に影響があると判断された場合には、この限りではない。

第10条第1項及び第2項を次のように改める。

校長等は、毎学期終了ごとに特別支援教育支援員配置事業実施報告書（様式第3号）及び特別支援教育支援員業務日誌（様式第4号）を教育委員会へ提出するものとする。

2 支援員は、支援の状況を特別支援教育支援員業務日誌（様式第4号）に記録し、配属先の管理職、特別支援教育コーディネーターに報告しなければならない。

第10条第3項を削る。

様式第1号中

「

3 配置対象学級の状況	(対象児童等の状況・学級全体の状況等)
4 現在の学校の対応	(担任教諭の対応・学校としての指導体制等)
5 支援員の活用内容	(主な職務・支援員配置後の指導体制等)
6 備考	

※3～5は対象児童ごとに記入すること。

」を

3 対象児童等の様子	(安全面・生活面の課題がある場合は具体的に記載すること)
4 配置対象学級の状況	(対象児童等の状況・学級全体の状況等) 在籍予定の学級の人数 名
5 現在の学校の対応	(担任教諭の対応・学校としての指導体制等)
6 支援員の活用内容	(主な職務・支援員配置後の指導体制等)
7 備考	

※3～6は対象児童ごとに記入すること。

改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第10条関係)

特別支援教育支援員業務日誌				
年 月 日 ()		支援者氏名 印		
出勤 時 分・退勤 時 分		指導主事	校長	教頭
				特支CO.
主な行事等				
時 活動内容	児童の様子	支援内容・児童の反応		
備考				

様式第 5 号を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。